

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和８年度 第１回 高松市都市計画審議会
開 催 日 時	令和８年５月２８日（木） 午前１０時３０分～午前１２時００分
開 催 場 所	高松市防災合同庁舎 ３階 ３０１会議室
議 題	（１）議案の審議 ■議案第１号 高松広域都市計画道路の変更について（高松市決定） ３・３・１１１ 朝日町仏生山線 ■議案第２号 高松市景観計画の改定（案）等について （２）その他 次期「高松市都市計画マスタープラン」等の策定に向けた今後の進め方について
公開の区分	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
上 記 理 由	－
出席委員	土井会長、安部委員、太田委員、大山 _文 委員、紀伊委員、大西委員、斉藤委員、大山 _高 委員、白石委員、木下委員、西本委員、中野委員、吉田委員
欠席委員	三笠委員
オブザーバー	－
傍 聴 者	３人
担当課及び 連絡先	都市整備局 都市計画課 Tel ８３９－２４５５ Fax ８３９－２４５２

会議経過及び会議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

・議案の審議について

議案第1号

高松広域都市計画道路の変更について（高松市決定）

3・3・111 朝日町仏生山線

議案第2号

高松市景観計画の改定（案）等について

・その他

次期「高松市都市計画マスタープラン」等の策定に向けた今後の進め方について

・議案第1号について

事務局より議案第1号について説明。

【主な質疑・意見等】

（土井会長）

本案件は適切であり、必要な内容であると考えている。

〔結果〕

原案のとおり決定。

・議案第2号について

事務局より議案第2号について説明。

【主な質疑・意見等】

（白石委員）

条例の中で、海とのつながりを強調した景観づくりの方向性を示している一方、海らしい色は色彩基準外となっている。サンポート地区や玉藻公園地区においては、交通機関の結節拠点であり、公共施設も多く点在しているため、施設に対して例外的に色彩基準の除外規定を設けても良いのではないかと。

大きく変更はできないことは承知の上で、今後検討されてみてはいかがかと思い、意見として申し述べる。

（事務局）

景観の形成については、連続性や統一性等を図ることが基本であるため、現状、除外規定については考えていないが、今後見直しがある場合は検討していきたい。

（大山^高委員）

前回の大幅な屋外広告物条例の改正から10年半経った現在においても、いまだ違反広告物が多数残っているが、是正勧告や氏名公表、措置命令、違反明示、最後には刑事告発等の罰則規定がある中で、現状どういった対応を行っているのか。

また、デジタルサイネージについては、莫大な撤去費用がかかるが、今後この規制を導入する

会議経過及び会議結果

ことで、違反対象となる物件は何件にのぼるのか。

(事務局)

1点目の違反広告物の現状については、約140件の違反広告物が残っており、1年間かけて、その中でも特に大きい広告物の広告主に直接働きかけをして、協議をしている状況である。今年度、改めて働きかけをした中で、是正指導の文書の発送、協議を考えており、できるだけ早期に改修できる方法を検討していきたいと考えている。

全国的に刑事告訴という手法がとられていない中、時間はかかるが、丁寧に検討を進めながら、氏名公表まではしっかりと進めていきたいと考える。

2点目の対象物件について、屋上広告物やデジタルサイネージ等、大きいものについては、11件程度という認識をしている。さらに、色彩規制が入る関係で、通常の壁面広告等は、数件程度と認識をしている。

(大山^高委員)

残る140件の違反広告物について、補助制度があったのにもかかわらず、撤去されない理由を教えてほしい。

また、11件の大きな広告物については、会社自体も大きいと推察できるので、補助制度をつけたうえで、丁寧に説明をしていけば、撤去の期間が伸びることはないと思うが、いかがか。

(事務局)

1点目の撤去されない理由について、残っているものはおおむね一般広告物であり、広告収入が入ってくるため、理解を得られにくかったのではないかと考える。

この制度を理解していただけるよう、今後新しく規制するものについては、しっかりと説明をしていきたい。

2点目の働きかけについて、広告物は自家用広告物と一般広告物の大きく2種類ある中で、一般広告物については、大企業も多い。そこには広告主や管理者がいるため、丁寧に進めていきたいと考えている。

補助制度については、前回も実施したが、当時、早期3年間、早く改修すれば、100%補助の上限200万円で、だんだんと補助率が下がっていくという制度であったため、同様の内容の制度創設の検討をしている。補助制度創設後は、しっかりと周知や協議をしていきたいと考えている。

(大山^文委員)

今回の景観条例の変更によって、以前より多くの建物が対象になるということだが、建築確認申請業務については、景観条例の審査がおりないと、申請に進めないものである。働き方改革等により、建設業界も厳しくなっており、予定が1ヶ月ずれることで、工期や竣工等いろいろ流れが変わってくるため、設計関係の人も含めて、今回の変更の内容が速やかに伝わるように進めていただきたい。

(事務局)

関係課と連携しながら、どのような周知方法が良いか改めて検討し、対応したいと考える。

(土井会長)

計画の変更内容について、高松の今後の大きな変化に対応した、より積極的な景観づくりの発想がもっとあっても良いのではないかと感じた。

会議経過及び会議結果

また、高松市のこれまでのデジタルの取り組みを景観計画に生かしてほしい。

〔結果〕

意見聴取完了。

・その他について

事務局よりその他について説明。

【主な質疑・意見等】

(土井会長)

これから進めるマスタープランについて、都市計画の外にある公共交通を、マスタープランの中に入れる形で進めていく際、先行事例として、立地適正化計画において、コンパクトなまちづくりと公共交通の軸を両輪として、まちづくりするという考えがすでに進められており、これをさらに広げる形でマスタープランを作っていくということか。

(事務局)

その通りである。

公共交通のあり方、再編等も含め、交通政策課で所掌し、様々な検討をしているため、そことしっかりと連携をしながら、将来、こういった形で都市構造が組めるのかということを考えていきたい。

(土井会長)

その際、人やものの動き、移動の変化というのは非常に目まぐるしいため、その実態把握を踏まえて、次期マスタープランを作る必要があると考える。

ここで、パーソントリップ調査のようなものは予定されているか。

(事務局)

県が、パーソントリップ調査を予定している。

来年度から調査に入り、3ヵ年で計画を取りまとめると聞いているため、本市においては、そのデータの提供を受け、しっかり把握をしたうえで計画を作っていきたいと考えている。

(大西委員)

これまでの各計画を1つに統合するということだが、各評価基準、見直し方針をどのように統合させていくのか。

(事務局)

都市計画課、交通政策課の所掌する5つの計画の中で、主に施策事業を記載している2計画については、アクションプランとして統合し、KPI等の目標を数値として管理する。

その他の3計画については、現計画の課題整理等を目的に、アンケート調査等を行い、どういう課題があったか、どういう成果があったかを把握し、統合に向けた次の検討につなげていきたいと考えている。

〔結果〕

報告完了。